

令和 7 年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第 269 回定例会

2 月 26 日開会

2 月 26 日閉会

第 269 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和 7 年 2 月 26 日（水曜日）

出席議員（18名）

1番 松野久郎君	2番 小川正人君
3番 馬場道晴君	4番 武藤広一君
5番 佐藤長成君	6番 佐藤敏文君
7番 菅原研治君	8番 渡部英幸君
9番 岡崎隆君	10番 佐久間克明君
11番 遠藤実君	12番 鈴木宏君
13番 高橋たい子君	14番 大坂三男君
15番 眞壁範幸君	16番 佐藤清隆君
17番 佐藤吉市君	18番 大槻正儀君

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 山田裕一君
理事 黒須貫君	副町長 平間喜久雄君
副町長 斎藤一重君	理事 齋清志君
理事 大沼克巳君	副町長 奥山隆明君
助役 蜂谷洋君	監査委員 佐藤雄司君
教育長 阿部誠君	総務課長 向山恒雄君
企画財政課長 及川修君	滞納整理課長 菊地秀行君
介護保険課長 大内豊君	業務課長 阿部直樹君
消防長 遠藤次男君	次長 二瓶忠弘君
管理課長 古山宗之介君	警防課長 大泉智裕君
指令課長 日下仁史君	教育次長 加藤雅章君

事務局職員出席者

事務局長 阿部浩司君	書記 阿部和之君
------------	----------

議事日程

令和7年2月26日（水） 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 施政方針表明
- 第5 第1号議案 助役の選任について
- 第6 第2号議案 教育委員会委員の任命について
- 第7 第3号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第4号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 第5号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第6号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第9 第7号議案 仙南地域広域行政事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例
- 第10 第8号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）
第9号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第3号）
- 第11 第10号議案 令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算
第11号議案 令和7年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算
- 第12 議発第1号 仙南地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

午前11時46分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

施政方針表明

第1号議案 助役の選任について

第2号議案 教育委員会委員の任命について

第3号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第4号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第5号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第6号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第7号議案 仙南地域広域行政事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例

第8号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）

第9号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第3号）

第10号議案 令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算

第11号議案 令和7年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算

議発第1号 仙南地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

午前10時 開会

○議長（馬場道晴君） 皆さん、おはようございます。これより、第269回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

ただ今の出席議員は、18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（馬場道晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、8番渡部英幸君、17番佐藤吉市君の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（馬場道晴君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。（「なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（馬場道晴君） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員から監査結果の報告がありました。

その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 本日ここに、第269回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を召集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議をしていただきますことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、行政報告といたしましては、はじめに、消防車両の更新配備についてであります。

消防車両の更新につきましては、消防車両整備計画に基づき、順次、更新配備を進めており、今回更新した車両は、高規格救急自動車1台及び普通消防ポンプ自動車1台であります。

高規格救急自動車につきましては、大河原消防署川崎出張所に昨年12月4日に配備、9日から運用を開始し、普通消防ポンプ自動車につきましては、柴田消防署に本年1月24日

に配備、27日から運用を開始しております。

次に、組合の共同処理する事務及び規約の変更についてであります。

森林環境税の滞納整理に関する事務を組合の事務とすることについては、構成市町の12月議会において、御審議をお願いしたところであります。

おかげさまで、それぞれの議会において議決をいただいたことから、県知事に対する規約変更の申請を行い、去る1月27日付けで許可を受けたところでございます。

ここに至るまでの議員各位の御支援、御協力に対し、理事会を代表して厚くお礼を申し上げます。

最後に、AZ9ジュニア・アクターズ第32回公演の結果についてであります。

去る2月8日、9日の両日、えずこホールを会場に、一目千本桜を植樹し大河原の発展に貢献された高山開治郎氏、そして大河原から村田を経由して蔵王町遠刈田までを結んだ軽便鉄道などをモチーフにした「オオガワラ桜ゴールドタウン～妖怪の国冒険記～」を上演いたしました。

公演当日は降雪など天候が悪い中ではありましたが、2日間を通じて約1,000人の方々に御来場いただき、ジュニア・アクターズの渾身の熱演に盛大な拍手をいただいたところであります。

小学3年生から6年生までの総勢25名のジュニア・アクターズは、大河原町の伝統芸能である堤神楽を学んだほか、合宿や各市町のイベントへ参加するなど、地域との関わりを大切にしながら想像力・表現力を伸ばすレッスンに励みました。

今後も、地域に根ざした児童劇団として、将来の仙南圏域を担う人材育成のため、本事業に取り組んでまいります。

以上、御報告いたします。

○議長（馬場道晴君） これより、行政報告への質疑を行います。議会先例により質疑は1人1回限りとなります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

以上で、行政報告への質疑を終わります。

日程第4 施政方針表明

○議長（馬場道晴君） 日程第4、令和7年度の施政方針について表明したい旨、理事長から申し出がありますので、これを許します。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 御審議をいただきます諸議案の説明に先立ちまして、令和7年度の組合運営の基本方針について、所信の一端を申し述べます。

内閣府が公表した2月の月例経済報告によると、景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しているとしておりますが、先行きについては、欧米における高い金利水準の継続、中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響のほか、我が国においては、

物価上昇、アメリカの政策動向、中東情勢、金融資本市場の変動などの影響に十分注意する必要があるとの言葉が付け加えられております。

このような中で、国においては、昨年12月に閣議決定した予算案は、令和6年度当初予算比で2兆9,698億円増の115兆5,415億円となり、過去最大を更新しました。

社会保障関係費や防衛費、国債の利払いや返済に充てる国債費が膨らみ歳出拡大が続いています。

一方、令和7年度の地方財政対策では、税収を48.4兆円と対前年度比で3兆円の増収を見込むほか、臨時財政対策債の発行を皆減とするなど地方財政の健全化が図られております。

さらに、地方交付税は対前年度比0.3兆円増の19兆円となり、地方の一般財源総額は令和6年度を上回る額を確保する措置が取られております。

このことから、組合の構成市町におきましては、国からの地方交付税が増額となる見込みであります。行政のデジタル化、防災・減災対策、地方創生、そして物価高など、様々な行政課題に対応する必要があるため、厳しい財政運営となることが予想されます。

このような中、当組合では、消防、ごみ・し尿処理、火葬、視聴覚教育など、構成市町から付託されている限られた共同処理事務の範囲ではありますが、本格的な人口減少社会を見据え、デジタル化の推進のため計画を策定し、圏域住民の利便性の向上や事務の効率化を図るための活用方法などを検討してまいりますとともに、安全・安心で、圏域住民が快適に暮らせる圏域づくりを実現すべく、圏域住民の期待と信頼に応えて行かなければならないと考えております。

それでは、令和7年度に特に注力していく施策について、説明いたします。

はじめに、消防事務について申し上げます。

昨年の各種災害につきましては、元日に発生した能登半島地震を始め、7月には宮崎県日向灘を震源とする地震が発生し、気象庁から初めて南海トラフ地震臨時情報が発令されるなど、全国各地で地震が発生いたしました。

風水害では、7月に秋田・山形両県で、線状降水帯による大雨災害が発生しました。その際、当消防本部が緊急消防援助隊の出動準備の依頼を受け、出動に備えたこともありました。

幸いなことに、当消防本部管内を含む宮城県内では大規模な災害の発生はなかったものの、今後は、気象変動の影響で大型化した台風や局地的な豪雨による土砂災害などの自然災害の増加が予測されます。また、今後30年以内に宮城県沖を震源とするマグニチュード7クラスの大地震が発生する確率も90パーセントと発表されています。

このことから、令和7年度においても、圏域全体の災害対応力の強化を図るため、消防車両の適正な配備や資機材の充実を図ってまいります。

また、複雑多様化する災害に備えるため、今後も効果的な訓練を実施し災害対応力の

向上に努め、圏域住民の生命、身体及び財産を守れるよう対応してまいります。

次に、昨年の火災発生件数は 56 件で、一昨年より 30 件減少しておりますが、建物火災が 29 件と依然として最も多い火災の種別となっております。また、火災によって 1 名が亡くなられていることから、今後も火災による死傷者の根絶を目指し火災予防の啓発活動を実施してまいります。

次に、救急業務についてであります。

昨年の救急出動件数は、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症による発熱患者からの救急要請が増加したこともあり、一昨年より 68 件増加の 9,133 件と過去最高件数を更新しております。そのうち、軽症者の搬送については、救急出動件数全体の 3 割を超えている状況にあります。

地域の限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるよう、大人の救急電話相談やこども夜間安心コールの活用を組合広報誌やホームページなどで幅広く圏域住民に周知し、救急車の適時・適切な利用を呼びかけてまいります。

消防関係事務の最後になりますが、消防署の建替事業についてであります。

角田消防署の建替工事については、角田市による造成工事後、いよいよ本格的に着工を迎え、令和 8 年の新しい防災拠点の完成に向け工事を進めてまいります。

また、白石消防署の建替工事についても、現在白石市が造成工事を行っているところであり、当組合による基本設計及び実施設計の事務を進めてまいります。

今後とも、組織一丸となって圏域住民の安全・安心のため、より一層、消防組織力の向上や消防体制の強化に努めてまいります。

次に、環境衛生関係について申し上げます。

はじめに、資源の有効活用と環境負荷の低減を目的とした、メルカリ Shops（ショップス）を活用したリユースの取組について申し上げます。

昨年 12 月の議会定例会において行政報告いたしましたとおり、仙南リサイクルセンターや仙南クリーンセンターに持ち込まれた粗大ごみの中から、まだ使える物をインターネットでメルカリ Shops（ショップス）に出品し、希望者に購入してもらう実証実験を、新たに本年 4 月から取り組んでまいります。

この実証実験に当たりましては、株式会社メルカリと連携し、圏域住民に組合広報やホームページを通じて出品情報の発信を行い、回転率の向上に努めてまいります。

次に、衛生処理施設及び斎苑関係についてであります。

令和 7 年度におきましても、引き続き各種設備の定期整備を実施してまいりますとともに、公害防止に関する関係法令に基づく各種検査・点検・維持補修などを実施し、施設の安全かつ効率的な運転管理に万全を期してまいります。

次に、視聴覚教育・圏域活性化事業について申し上げます。

はじめに、視聴覚教育事業におきましては、各世代が様々な学習ニーズに応じて活用できる視聴覚教材・機材を適切に整備するほか、地域に根ざしたテーマに基づく視聴覚教材政策の支援を進め、郷土愛、想像力豊かな人材の育成を図ってまいります。

また、圏域の子どもたちの情操を育むため、視聴覚教材に触れる機会を創出するほか、協働教育の一環として、圏域内の教育機関、福祉ボランティア、アーティストなどと連携を図り、感受性豊かな子どもたちに様々な活動を体験する機会をつくり、地域間交流や世代間交流を図ってまいります。

次に、圏域活性化事業についてであります。

将来の圏域文化を担う核となる人材育成事業として実施しているA Z 9 ジュニア・アクターズ養成事業につきましては、演劇体験ワークショップの開催や各種イベントに出演するなど、子どもたちがより参加しやすく、多様で豊かな経験ができる地域に根ざした児童劇団として、さらに発展させてまいります。

また、子どもたちが自ら学び活動する場を提供することにより、自主性・主体性を育成するA Z 9 パスポート事業、社会教育施設の無料開放事業につきましても、引き続き実施してまいります。

次に、仙南芸術文化センター、えずこホールについて申し上げます。

地域の文化・表現活動の活性化を推進すべく、貸館における利用相談の充実や各種住民創造グループなどとの連携を図るなど、これまで培ってきたノウハウを生かした支援を行ってまいります。

また、部活動の地域移行など、地域が抱える様々な課題もありますことから、仙南圏域の文化活動の拠点施設として、圏域内の市町の動向を踏まえながら、取り組んでまいります。

引き続き、圏域住民が主体的に参加・発信し、地域の文化を育む住民参加型事業、圏域内の学校、福祉施設などと連携、協働し、地域に密着して展開するアウトリーチ事業並びに優れたアーティストや公演を招へいし、ホールが世界の窓となって文化芸術に触れていただく鑑賞事業の3つの柱の下、この地域に住む老若男女、障害の有無などに関わらず、人々が心豊かな生活を送り、互いに絆を深めていくための地域の文化拠点として各種事業を積極的に展開してまいります。

次に、滞納整理事務について申し上げます。

滞納整理課の設置から令和5年度までの19年間の徴収総額は、督促手数料・延滞金を含め20億1,172万円となり、引き受け滞納税総額36億9,512万円に対する徴収率は54.4パーセントとなっております。

令和7年度からは、新たに森林環境税に係る滞納整理事務が加わりますが、市町の自主財源の確保及び税負担の公平性の観点から、積極的に給与、預貯金を含む資産の差押処分を行い、換価可能な不動産や動産については、一般公売やインターネット公売など

を活用して滞納処分を進めてまいります。

また、構成市町担当職員の徴収技術の向上のため、個別事案に関する相談事業を引き続き実施するほか、広報誌などを通して滞納整理課の業務内容を圏域住民に周知し、自主納付の働きかけを行うとともに、悪質な滞納者に対しては、徹底した催告や差押処分などを行うことにより、構成市町の徴収率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでまいります。

最後に、介護認定審査会及び市町村審査会事務について申し上げます。

国の統計では、65歳以上の人口は2042年にピークを迎え、その後は減少に転じると推計されておりますが、人口減少の影響を受けて、高齢化率は上昇を続け2065年には38.4パーセントに達し、国民の約2.6人に1人が65歳以上となる社会が到来すると推計されております。

こうした中、構成市町では、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。

このことから、当組合といたしましても構成市町と連携し、要介護認定及び要支援認定に係る審査判定の公平性を確保するとともに、介護認定審査会の適正な運営を行ってまいります。

また、市町村審査会につきましても、さらなる円滑な運営を図ってまいります。

以上、主要事項について申し述べましたが、当組合の円滑な運営につきまして、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、施政の所信表明といたします。

日程第5 第1号議案 助役の選任について

○議長（馬場道晴君） 日程第5、第1号議案、助役の選任についてを議題といたします。

蜂谷助役は、御退席願います。

〔助役 蜂谷洋君 退場〕

ここで暫時休憩し、議員全員協議会を開きます。

なお、議事進行の都合上、この全員協議会において第2号議案についても併せて説明を受けることといたしますので、御了承願います。

議員の方々は議員控室にお集まり願います。

午前10時20分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（馬場道晴君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

第1号議案、助役の選任について、提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）
滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第1号議案、助役の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の助役であります蜂谷洋君は、本年3月31日をもって任期満了となりますが、再び助役に選任したいので、組合格約第10条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同君は、令和3年4月から助役として、その豊かな行政経験を生かして、堅実にその職責を果たしておりますので、助役として適任であると存じます。

何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。

ただ今、議題となっております、第1号議案、助役の選任については、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第1号議案は、これに同意することに決定いたしました。

ただ今、助役の選任について同意されました蜂谷洋君から、挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。蜂谷洋君。

[助役 蜂谷洋君 入場]

○助役（蜂谷洋君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

ただ今、助役の選任の議案に御同意いただき誠にありがとうございます。組合の助役に就いて4年、この間議員の皆さま、あるいは理事の皆さまの御指導、アドバイスをいただきながら、また日々の業務におきましては消防を含む組合職員300人の協力を得ながら助役としての責務を果たしてきたつもりではございます。何分微力ではございますが、今後とも議員の皆さま、あるいは理事の皆さまの御指導、ごべんたつを得ながら助役としての責任を果たしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

日程第6 第2号議案 教育委員会委員の任命について

○議長（馬場道晴君） 日程第6、第2号議案、教育委員会委員の任命についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第2号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の教育委員会委員であります小林久美子君は本年3月31日をもって任期満了となりますが、再び教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同君は、現在、柴田町教育委員会委員の職にありまして、社会教育や生涯教育の文化に精通され人格高潔にして、教育、学術及び文化に高い識見を有しておりますので、当組合の視聴覚教育及び仙南圏域の芸術文化を推進するには適任と存じます。

何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。

ただ今、議題となっております、第2号議案、教育委員会委員の任命については、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。

よって、第2号議案は、これに同意することに決定いたしました。

ただ今、教育委員会委員の任命について同意されました小林久美子君から、挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。小林久美子君。

〔教育委員会委員 小林久美子君 入場〕

○教育委員（小林久美子君） 柴田町教育委員、小林久美子と申します。本日は御任命ありがとうございます。

私は仕事で先日お客さまとお話することがございまして、そのお客さま、息子さんが仙台大学の学生だったそうで、よく柴田町を訪れていらっしゃったそうです。そのうち、この町が気に入られて思い切って名取から移住したんだよという、うれしいお話をお伺いすることができました。

これから桜を毎日見に行けるのが楽しみだとおっしゃっていらっしゃいました。地域と町の橋渡しができますよう微力ではありますが努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

〔教育委員会委員 小林久美子君 退場〕

日程第7 第3号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第4号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例

○議長（馬場道晴君） 日程第7、第3号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び第4号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第3号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第4号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う条例改正となりますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

第3号議案につきましては、当該法律において、超過勤務免除制度の拡大や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化などが義務付けされたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、第4号議案につきましては、当該法律において、新たに地方公務員の規定が別に定められたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 続いて詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）向山総務課長。

○総務課長（向山恒雄君） 第3号議案、組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第4号議案、組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきまして、詳細説明を申し上げます。

はじめに、第3号議案になります。

議案書は3ページ、参考資料の1ページをお開き願いたいと思います。

概要書になります。

国は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うため、法改正を行うことから、組合においても同様に所要の改正を行うものでございます。

制度の概要・要点のところを御覧いただきたいと思います。

まず、1といたしまして、育児を行う職員から申し出があった場合、時間外勤務の制限を、現行の3歳未満から小学校就学前までに対象を拡大するとともに、附則に施行期日前から申し出が行えるよう、経過措置を置くものでございます。

次に、2といたしまして、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置等の周知や、請求又は申し出等に係る職員の意向確

認や、請求が円滑に行えるようにするための措置を新たに規定するものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

資料2ページから4ページに本条例改正に係る新旧対照表を添付しております。

傍線を付した部分が改正箇所となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、第4号議案になります。

議案書は5ページ、参考資料5ページお開きいただきたいと思います。

概要書を御覧ください。

今回の改正につきましては、地方公務員における介護時間の根拠法につきまして、これまで国家公務員規定を準用しておりましたが、新たに地方公務員の規定が別に定められたことから改正を行うもので、法体系見直しに応じた条項の修正、いわゆる適用条項の条ずれの改正を行うものでございます。

なお、この条例につきましては令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

参考資料6ページに新旧対照表を添付してございます。傍線を付した部分が改正箇所となりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、第3号議案、第4号議案の詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第3号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第4号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。

よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 第5号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの
給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第6号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の
一部を改正する条例

○議長（馬場道晴君） 日程第8、第5号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び第6号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の2議案を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第5号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、第6号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の2議案につきましては、人事院勧告に伴う条例改正となりますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

昨年8月、人事院は国会及び内閣に対し、官民格差是正として、一般職の国家公務員の給与について初任給をはじめ、若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げるとともに、ボーナスや寒冷地手当についても、同様に引き上げるよう勧告いたしております。

この勧告に鑑み、国は一般職の給与法を改正し、特別職の給与法につきましても一般職に準じた改正を行っております。

また、宮城県の人事委員会も県に対し、同様の勧告を行っているところであります。

当組合におきましては、これまでも人事院や県の人事委員会の勧告に準じて給与改定を行ってきたことから、今年度もこれらの勧告どおり、所要の改定を行うものであります。

また、今年度の人事院勧告においては、官民格差是正のほか、給与制度のアップデートとして、人材確保への対応、組織パフォーマンスの向上及び働き方やライフスタイルの多様化への対応など現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度の転換を図ることとされました。

このことから、当組合においても、国や県の改正に準拠し、さらに構成市町の改正状況等を踏まえ、実情に応じた給与制度のアップデートを行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 続いて詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）向山総務課長。

○総務課長（向山恒雄君） 第5号議案、組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、第6号議案、組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の2議案につきまして、詳細説明を申し上げます。

はじめに、第5号議案になります。

議案書は6ページ、参考資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

概要書になります。

国は、一般職の給与法改正に準じ、特別職の給与法につきましても、俸給月額を1.1パーセント程度引き上げることや、期末手当について改正を行っております。

このことから、組合助役に係る給料月額及び期末手当について所要の改正を行うものであります。

概要書の中頃、概要・要点を御覧いただきたいと思います。

まず、第1条関係(1)は、給料月額を7,000円引き上げまして、64万6,000円に改正するものでございます。

なお、助役の給料につきましては、表の下段、特記事項に記載してありますとおり、現在6パーセントの減額措置を行っておりますので、改正後の実支給額につきましては60万7,240円となるものでございます。

次に、(2)は、期末手当になります。

期末手当の支給月数を0.05月分引き上げまして、年間支給月数を3.45月と改正するものでございます。

なお、期末手当の引き上げは、12月期分に配分するものでございます。

次に、第2条関係になります。

先ほど、第1条関係で引き上げました12月期の期末手当を、6月期と12月期に均等になるよう改正するものでございます。

最後に施行期日になりますが、第1条関係の改正は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用。

第2条関係の改正は、令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

8ページに新旧対照表添付しております。傍線を付した部分が改正箇所となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、第6号議案になります。

議案書は7ページ、参考資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

中段の改正の概要、要点を御覧いただきたいと思います。

はじめに、第1条関係になります。

まず、1でございますが、こちらは官民格差是正のための条例改正となります。

(1)は、給料表の改正になります。若年層を重点的に引き上げ、全体で平均3.0パーセント増額となるよう給料表の改定を行うものでございます。

次に(2)になりますが、ボーナスの改定になります。

一般職員の期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月、合計で0.10月分引き上げ、年間の支給月数を4.60月になるよう改定するものでございます。

その下段は、定年前再任用職員になります。

支給月数につきましては、表に記載してあるとおりでございますので、後ほど御確認願います。

次に、（３）になりますが、こちらは、寒冷地手当の改定になります。

民間との格差是正といたしまして、月額 11.3 パーセントを引き上げるものでございます。

なお、組合においては、七ヶ宿出張所と川崎出張所に勤務する消防職員が該当するものでございます。

次に、２といたしまして、それぞれ文言整理を行うものでございます。

次に、第２条関係になります。

はじめに、１でございますが、こちらは国家公務員の給与制度の見直し、アップデートに準じ、各給与を改めるものでございます。

参考資料 15 ページお開きいただきたいと思います。

まず、（１）は、給料表の切り替えでございます。行政職は３級以上、消防職は４級以上の各級の初号俸付近の号俸をカットいたしまして、初号の額を引き上げた表への切り替えを行うものでございます。

次に、（２）は、扶養手当になります。配偶者に係る手当支給を廃止いたしまして、子に係る手当を増額するもので、段階的に実施するものでございます。

次に、（３）は、地域手当になります。現行の７級地区分を５級地区分に再編いたしまして、それぞれの支給割合を規定するものでございます。

なお、支給割合の見直しは段階的に実施するものでございます。

次に、（４）は、寒冷地手当になります。国の改正に準じまして、支給対象地域から川崎町を削るものであります。

なお、改正時に引き続き川崎町内に勤務する職員に対する手当の廃止は、段階的に実施するものでございます。

次に、（５）は、管理職特別勤務手当になります。対象時間を現行０時から５時を２時から翌日５時に拡大するものでございます。

次に、（６）は、定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当及び寒冷地手当を新たに支給するため、現行の除外規定を削るものでございます。

次に、（７）は、経過措置規定になります。（２）から（４）までの手当につきまして、附則に経過措置規定を定めるものでございます。

次に、２でございますが、先ほど第１条関係の官民格差是正におきまして、期末勤勉手当の引き上げ分を１２月期分に配分いたしましたものを、６月期と１２月期に均等になるよう改正するものでございます。

支給月数につきましては、表に記載してあるとおりでございます。

次に、３でございますが、こちらは昇給日、１月１日における昇給について、５５歳を超

える職員に対し、昇給抑制を行う改正となります。

参考資料 16 ページ御覧いただきたいと思います。

4は、寒冷地手当支給対象職員に対し、時間外等単価の積算基礎を見直しする改正となります。

次に、5であります。こちらは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例中、禁錮刑を拘禁刑に改め、附則に経過措置を定めるものでございます。

次に、第3条関係では、(6)の内容と同様、暫定再任用職員に対しても、住居手当及び寒冷地手当を支給できるよう、現行の除外規定を削るものでございます。

次に、第4条関係でございますが、官民格差是正のため会計年度任用職員の給料表を改正するものでございます。

最後に施行期日になりますが、第1条関係の官民格差是正に係る分は、公布の日から施行し、令和6年4月1日適用。

2の文言整理は、公布の日からとするものでございます。

また、第2条関係の1から4、第3条、第4条関係につきましては、令和7年4月1日から、第2条関係の5、刑法等の一部を改正する法律に伴う条例改正の施行日につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行日であります令和7年6月1日から施行しようとするものでございます。

最後に、17 ページから 44 ページに新旧対照表を添付しております。傍線を付した部分が改正箇所となりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、第5号議案、第6号議案の詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第5号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第6号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 第7号議案 仙南地域広域行政事務組合滞納整理条例の一部を改正する
条例

○議長（馬場道晴君） 日程第9、第7号議案、仙南地域広域行政事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第7号議案、仙南地域広域行政事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど、行政報告で申し上げました森林環境税の滞納整理に係る事務を組合の共同処理する事務とする規約の変更に伴い、組合滞納整理条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 続いて詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）菊地滞納整理課長。

○滞納整理課長（菊地秀行君） それでは第7号議案、仙南地域広域行政事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書は32ページ、参考資料の45ページを御覧ください。参考資料で説明いたします。

改正の目的です。国税である森林環境税を市町村が賦課徴収することとされたことから、組合規約の改正が行われ、森林環境税の滞納整理に係る事務が、組合の共同処理する事務とされました。

これに伴いまして、組合滞納整理条例におきましても所要の改正を行うものであります。改正の概要です。

第2条第3号の徴収金の項目に、森林環境税に関する規定を加え、それに関連する文言の整理をするものであります。

具体的な改正内容につきましては、46ページの新旧対照表を御参照願います。傍線をした箇所が改正箇所でございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第7号議案、仙南地域広域行政事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

ここで開催から1時間が経過しましたので、11時5分まで暫時休憩いたします。

会場の換気を願います。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（馬場道晴君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 第8号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算
(第4号)

第9号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化
センター特別会計補正予算(第3号)

○議長（馬場道晴君） 日程第10、第8号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)及び第9号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第3号)を一括議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第8号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)及び第9号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第3号)の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計の補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,246万8,000円を追加し、予算の総額を53億6,699万1,000円とするとともに、2件の債務負担行為の追加を行うものであります。

補正予算の概要であります。歳入予算では主に繰入金及び組合債などについて補正を行い、歳出予算では、人事院勧告に伴う人件費を追加するとともに、工事請負費などの補正を行うものであります。

続きまして、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、歳出予算において、一般会計同様に、人事院勧告に伴

う人件費の補正を行うものであります、

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 続いて、詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）及川企画財政課長。

○企画財政課長（及川修君） それでは、第8号議案及び第9号議案の2議案の詳細を説明いたします。

令和6年度予算書2月補正を御用意ください。

令和6年度予算書の1ページをお開きください。

第8号議案、仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）です。理事長が申し上げました提案理由のとおり、歳入歳出予算の増額補正を行なうとともに、債務負担行為の追加を行うものです。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正でございます。追加2件でございます。

1件目は、顧問弁護士委託料でございます。

期間は、令和6年度から7年度の2年間となり、限度額は60万円でございます。

2件目は、AZ9ジュニア・アクターズ養成委託料でございます。

期間は、令和6年度から7年度の2年間、限度額は280万5,000円でございます。

当該委託契約が今年度末で終了となることから、令和7年4月から業務を行うために、今年度中に契約をする必要があることから、追加するものでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細について説明いたします。

8ページをお開きください。歳入でございます。

5款財産収入では16万8,000円を増額しております。財政調整基金利子確定に伴うものでございます。

6款繰入金では5,400万円を増額しております。財政調整基金を取り崩しまして、消費税に充当いたします。

9款組合債では170万円を減額しております。工事請負費事業費確定に伴うものでございます。

続いて、歳出について説明いたします。主なものについて説明いたします。

人件費の補正につきましては、人事院勧告を反映した増額補正となっております。

10ページをお開きください。

議会費では人件費23万1,000円を増額しております。

12ページをお開きください。

総務費では501万3,000円を増額しております。人件費で484万5,000円、財政調整基金利子積立金16万8,000円となります。

14 ページをお開きください。

民生費では人件費 155 万円を増額しております。

16 ページをお開きください。

衛生費では人件費 391 万 9,000 円を増額しております。

20 ページをお開きください。

消防費では 7,236 万 6,000 円を増額しております。

人件費で 7,492 万 6,000 円を増額、工事請負費で事業費確定に伴い 256 万円を減額しております。

22 ページをお開きください。

教育費では人件費 127 万円を増額しております。

24 ページをお開きください。

8 款予備費では、人件費増額補正の調整として 3,188 万 1,000 円を減額としております。

以上が一般会計補正予算でございます。

続きまして、第 9 号議案、仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

37 ページをお開きください。

理事長が申しあげました提案理由のとおり、歳出予算の補正を行なうものでございます。

歳出予算の詳細について説明いたします。

42 ページをお開きください。

一般会計同様、人事院勧告を反映した人件費 125 万 5,000 円を増額しております。

44 ページをお開きください。

3 款予備費では、人件費増額補正の調整といたしまして 125 万 5,000 円を減額するものです。

以上が特別会計補正予算でございます。

以上で、第 8 号議案、仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 4 号）及び第 9 号議案、仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 3 号）の詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第 8 号議案、令和 6 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第9号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11 第10号議案 令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算
第11号議案 令和7年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化
センター特別会計予算

○議長（馬場道晴君） 日程第11、第10号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算及び第11号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算を一括議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第10号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算及び第11号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の令和7年度予算では、人事院勧告を反映した人件費や公債費の義務的経費のほか、各衛生処理施設の維持補修費を増額計上しております。

また、角田消防署建替事業、消防車両の更新事業なども計画しておりますことから、事務経費の削減に努め、令和7年度予算を編成したところであります。

はじめに、一般会計歳入歳出予算であります。予算の総額を70億6,900万3,000円と定めるものであります。

歳入予算では、市町負担金において、前年度から2億2,671万6,000円増となる41億3,906万3,000円を計上しております。

また、財産収入では、前年度対比で3,500万9,000円増となる1億3,162万3,000円を計上。組合債では、角田消防署庁舎建替事業の財源として、前年度対比で14億7,800万円増となる19億7,450万円を計上しております。

歳出予算では、人件費において、人事院勧告を反映したことにより、前年度対比9,727万4,000円増となる23億2,698万6,000円を計上。普通建設事業費では、角田消防署庁舎建替事業などにより20億7,614万5,000円を計上しております。

続きまして、令和7年度予算に計上した主な新規事業などについて申し上げます。

第1点目は、DX推進計画策定業務委託であります。

圏域住民の利便性や事務処理の効率化を図り、組合事務のデジタル化を推進するため、計画を策定するものであります。

第2点目は、メルカリ Shops（ショッप्ス）を活用したリユース実証実験であります。

ごみ処理施設に搬入されたごみの中からまだ使えるものをメルカリ Shops（ショッप्ス）に出品し販売するもので、廃棄物の減量化を図るほか、自主財源の確保に努めるものでございます。

第3点目は、角田消防署庁舎建替事業でございます。

工事請負費及び施工監理委託で、14億8,828万円を計上しております。

第4点目は、消防車両等整備事業についてであります。

令和7年度は、白石消防署及び白石消防署七ヶ宿出張所にそれぞれ高規格救急自動車を更新配備するほか、無人航空機、ドローンを整備し、さらなる消防力強化を図るものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計予算であります。

特別会計歳入歳出予算といたしましては、予算の総額を1億8,464万1,000円と定めるものでございます。

一般会計同様に、人事院勧告を反映した人件費や機能維持修繕計画に伴う基幹設備更新事業に係る公債費が増加となる一方、機能維持修繕計画が令和6年度で完了したことから、大幅に減額となったものであります。

以上、令和7年度予算について申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 続いて、詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）及川企画財政課長。

○企画財政課長（及川修君） それでは、第10号議案及び第11号議案の2議案の詳細を説明いたします。

令和7年度予算書を御用意ください。1ページをお開きください。

第10号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は70億6,900万3,000円と定めるものであります。

一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものであります。

4ページをお開きください。

第2表地方債については、衛生施設整備事業及び消防施設整備事業で限度額を19億7,450万円と定めるものであります。

6ページをお開きください。

1総括です。

令和7年度予算は、前年度と比較して17億7,202万1,000円の増となります。

増加の要因は、消防費において令和6年度人事院勧告を反映した人件費や角田消防署庁舎建替事業を計上したこと。衛生費において各衛生施設の維持補修経費の増加、公債費において令和6年度消防債の償還が始まったことによるものでございます。

次に、歳入予算の詳細について説明いたします。

8ページをお開きください。

主なものについて説明いたします。

1款1項1目市町負担金は41億3,906万3,000円で、前年度と比較して2億6,671万6,000円の増加となっております。

2目東日本高速道路負担金は前年度と比較して202万円の減となっております。高速道路への救急出動件数の減少によるものでございます。

10ページをお開きください。

2款2項2目衛生手数料は4億7,576万5,000円で、前年度と比較して457万5,000円の減となっております。主にごみ処理手数料で、仙南クリーンセンターへのごみ搬入量の減少によるものでございます。

14ページをお開きください。

5款2項財産売払収入は1億3,013万2,000円で、前年度と比較して3,503万円の増となっております。主に仙南リサイクルセンターのペットボトル売払代を計上したことによるものです。

18ページをお開きください。

8款2項2目雑入は1億5,070万4,000円で、前年度と比較して1,500万2,000円の減となっております。主に仙南クリーンセンターにおいてごみ処理量が減少した影響で売電収入が減となったものです。売電収入はFIT分で8,766万6,000円、非FIT分で4,400万5,000円を計上しております。

20ページをお開きください。

9款1項2目消防債は、19億790万円で前年度と比較して14億4,040万円の増となっております。主に角田消防署庁舎建替事業を計上したことによるものでございます。

歳出予算について説明いたします。

26ページをお開きください。

主なものについて説明いたします。

2款1項1目一般管理費8節旅費等で、理事視察研修に係る研修旅費を計上しております。消防庁舎建設事業やリユース実験など組合の懸案となっている事業について先進地を視察し問題解決を図るものです。

28ページをお開きください。

2目財政管理費12節委託料で、DX推進計画策定支援業務委託料660万円を計上しております。圏域住民の利便性や事務処理の効率化を図るものです。

40 ページをお開きください。

4 款衛生費です。

1 項 1 目保健衛生総務費 11 節役務費等で、メルカリリユース実証実験経費を計上しております。ごみ処理場に搬入されたごみの中からまだ使えるものをメルカリに出品し販売することで、圏域住民のリユース意識を高め、焼却埋め立て処分するごみの減量化を図るものでございます。

42 ページをお開きください。

1 項 2 目環境衛生費 12 節委託料で白石・柴田斎苑運営委託料 5,132 万 7,000 円を計上しております。前年度と比較して物価高騰により 101 万 6,000 円増となっております。

48 ページをお開きください。

2 項 2 目じん介処理費 12 節委託料でございます。

仙南最終処分場では、浸出水運搬委託 551 万 8,000 円、浸出水処理委託 843 万 6,000 円を計上しております。当該施設が保有する浸出水を亘理名取衛生組合に運搬し処理するものでございます。

仙南クリーンセンターでは、運営委託料 6 億 6,741 万 1,000 円を計上しております。前年度と比較して物価指数の高騰により 645 万 8,000 円増となっております。

50 ページをお開きください。

2 目じん介処理費 14 節工事請負費です。

仙南リサイクルセンターでは、定期的な補修工事のほかに、処理棟見学者通路壁面改修工事、計量設備更新工事などを新規で計上するものです。

3 目し尿処理費 14 節工事請負費です。

し尿処理施設では、汚泥脱水設備他補修工事などの定期的な補修工事を計上しております。

54 ページをお開きください。消防費です。

5 款 1 項 1 目常備消防費では、前年度から 1 億 1,506 万 4,000 円増を見込んでおります。主に令和 6 年度人事院勧告を反映した人件費の増加となります。

56 ページをお開きください。

17 節備品購入費では、無人航空機ドローン購入費を計上しております。火災などの災害現場での情報収集活動に活用いたします。

58 ページをお開きください。

2 目消防施設費 17 節備品購入費では、高規格救急自動車購入費 8,796 万円を計上しております。白石消防署、七ヶ宿出張所配備の 2 台を更新するもので、白石消防署配備車両は緊急援助隊登録車両となります。

3 目角田消防署庁舎建替事業費では、施工監理委託料及び工事請負費で 14 億 8,828 万円を計上しております。

60 ページをお開きください。

6 款 1 項教育総務費では、前年度から 335 万 1,000 円増を見込んでおり、主に令和 6 年度人事院勧告を反映した人件費の増加によるものでございます。

66 ページをお開きください。

7 款公債費は 5 億 7,095 万 6,000 円で、前年度から 6,704 万円増となっております。令和 6 年度消防債の償還が始まることによるものでございます。

以上が一般会計予算の説明となります。

81 ページをお開きください。

第 11 号議案、令和 7 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は 1 億 8,464 万 1,000 円と定めるものであります。

一時借入金の借り入れ最高額は 5,000 万円と定めるものであります。

86 ページをお開きください。

総括です。

令和 7 年度予算は、前年度と比較して 1 億 4,340 万 2,000 円の減となっております。

減額の要因は、仙南芸術文化センター機能維持修繕計画に基づく修繕工事が令和 6 年度で完了したことによるものでございます。

次に、歳入予算の詳細について説明いたします。

88 ページをお開きください。

主なものについて説明いたします。

2 款 1 項 1 目仙南芸術文化センター使用料は 870 万 9,000 円を計上しております。

90 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金は 1 億 7,289 万 7,000 円で、前年度と比較して 427 万 7,000 円の増加となっております。

続きまして、歳出予算の詳細について説明いたします。

98 ページをお開きください。

主なものについて説明いたします。

14 節工事請負費では、平土間球形屋根防水工事ほか 2 件 931 万 5,000 円を計上しております。

18 節負担金、補助及び交付金では、実行委員会負担金 1,600 万円を計上しております。

令和 7 年度の主な事業は、自主公演鑑賞事業等を 10 回、ワークショップ、アウトリーチをそれぞれ 20 回開催いたします。

100 ページをお開きください。

2 款公債費は 3,189 万 7,000 円で前年度から 1,265 万円増となっております。

令和 6 年度基幹設備更新事業債の償還が始まることによるものでございます。

以上が特別会計当初予算の説明となります。

以上で第10号議案及び第11号議案の詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「議長」の声）7番管原研治君。

○7番（管原研治君） 7番管原でございます。予算書の26ページ、27ページに旅費、8節旅費の中に研修旅費ということで先ほど説明がございまして、理事の研修旅行ということで今回予算が計上されております。もうちょっと具体的にこの内容について再度お尋ねいたします。（「はい」の声）

○議長（馬場道晴君） 蜂谷助役。

○助役（蜂谷洋君） 管原議員の御質問にお答えいたします。ただ今の111万3,000円につきましては、組合の課題となっておりますメルカリショップスを活用した事業とか、あるいは、今年度からの消防署の建替えなどの組合として考えられる課題につきまして、まずは理事会でもって理事の皆さんに視察をしていただくということで計上しております。

以上でございます。（「議長」の声）

○議長（馬場道晴君） 管原研治君。

○7番（管原研治君） 3回が限度なので、できるだけもうちょっと詳細に伺いたいんですが、このところだいぶコロナが下火になって、各団体で色んな研修とか会合も催されるようになってきているわけですが、そこで今、助役の方からこの理事の研修については、広域行政の運営にあたっての様々な案件の中で、メルカリとか消防署の建替えとか、そういった内容で視察をしたいというような御説明でございました。

こういった案件は、やはり圏域の住民の生活を守る、生活の利便性を良くするという観点からも、理事側だけではなくて、議会としても同様の情報の共有を図るべきではないかと、そういうような観点で再度お尋ねをしているわけですが、補正予算で議会の方にも、こういった同様の視察を組んでも良いのではないかとこのふうにも考えられるわけですが、この辺について再度お尋ねいたします。（「はい」の声）

○議長（馬場道晴君） 蜂谷助役。

○助役（蜂谷洋君） ただ今の管原議員の再質問にお答えいたします。補正予算ということでしたけれども、まずもって議会側ですね、意思を決定していただき議会としての7年度中にぜひとも視察したいというのであれば補正予算で対応することは可能だと考えております。（「議長」の声）

○議長（馬場道晴君） 管原研治君。

○7番（管原研治君） 大変前向きな御答弁いただき、ありがとうございました。今、助役から前向きな御答弁をいただいたんですが、最後、滝口理事長にそういった議会側の考えとして示された場合には、どのような対応でしていただけるのか、再度理事長の御答弁を期待して。（「はい」の声）

○議長（馬場道晴君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） まず理事会で理事の皆さんとお話ししないと最終的に菅原議員にお答えはできないんですが、実は平成 27 年までは理事と議会が同年度に一生懸命勉強していた時代がございます。

28 年度以降は、だいぶ広域の事業が展開してきましたので、2 年に 1 回交互に視察して情報を共有するスタイルに変わりました。

28 年度は理事会、29 年度は議会、30 年度は順番として理事会だったんですが、残念ながら日程の調整がつかなくてできなかった。令和元年度は議会の方で広島の方に行かれたんですけれど、理事会の日程が 11 月だったものですからその前の台風の影響で行けなかったということがございます。

情報を共有するということは大変良いことではございますので、理事の皆さんにも議会のお考えを相談させていただきたいと思っております。

でもこれまで 2 年交代でという事情もございますので、この件につきましても議会側でもその辺を汲んでいただければよろしいのかなということがございます。

あくまでも議会の皆さんがどうしても理事会と同じ情報を共有したいという申し出があれば、理事の皆さん方にはその意向で理事長から提案したいというふうに思っております。

（「終わります」の声）

○議長（馬場道晴君） 他に質疑はありませんか。（「はい」の声）16 番佐藤清隆君。

○16 番（佐藤清隆君） 16 番佐藤でございます。

提案理由にもありました無人航空機ドローンの配置についてお尋ねさせていただきたいと思います。57 ページに備品購入費ということで 662 万 8,000 円ということで、説明では火災時の情報収集を行うということでございましたが、現時点でどういった運用方法を考えているのか、また配備時期についてはどう考えているのかお聞きしたいと思います。（「はい」の声）

○議長（馬場道晴君） 大泉警防課長。

○警防課長（大泉智裕君） ただ今の御質問にお答えいたします。無人航空機の計上につきましては、今回計上したものについては大型のドローンになっておりまして、水難救助、ロープとか浮き輪とか、そういうものも搬送できるようなドローンとなります。

また赤外線カメラを搭載しておりまして、熱画像撮影もできるドローンとなりまして、救助現場で要救助者を捜索もできますし、浮き輪などを搬送して投下させて救助することもできるようなドローンとなっております。このドローンは羽根先から羽根先まで 173 センチメートルある大型のものとなっております。

また運用開始につきましては、操縦訓練を行った後に運用開始する予定となっております。以上となります。（「はい」の声）

○議長（馬場道晴君） 佐藤清隆君。

○16 番（佐藤清隆君） 答弁ありがとうございます。今回初めて導入されるということなんですが、現時点で運用マニュアルというのはしっかり整備されているものなのか、その点をちょっとお聞きしたいなと思います。（「はい」の声）

○議長（馬場道晴君） 大泉警防課長。

○警防課長（大泉智裕君） ドローンにつきましては、今回初めてではなくて、小型のものを1台、現在所有しております。運用マニュアルの方につきましては、令和6年に無人航空機運用要綱というものを消防本部内で制定して運用しております。以上です。

○議長（馬場道晴君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第10号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第11号議案、令和7年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議発第1号 仙南地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する 条例の一部を改正する条例

○議長（馬場道晴君） 日程第12、議発第1号、仙南地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の提案理由を求めます。

10 番佐久間克明君、登壇願います。

○10 番（佐久間克明君） 議発第1号、仙南地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明をいたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁固を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、当組合議会の個人情報の保護に関する条例に規定する罰則規定を改める必要があることから、今回提案するものであります。

詳細につきましては、議員提案議案書のとおりであります。条例に規定する懲役を拘禁刑に改め、施行日前の行為の処罰における経過措置を設けるなど、所要の改正を行うものであります。

議員各位におかれましては、慎重に御審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（馬場道晴君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議発第1号、仙南地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。

よって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第269回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞様でした。

午前11時46分 閉会

以上、会議の顚末を記録し、その正当なることを証するため署名する。
令和7年2月26日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 馬 場 道 晴

署名議員 渡 部 英 幸

署名議員 佐 藤 吉 市

